

第6章 計画の推進

1 事業スケジュール（全体）

- 本計画期間である令和7年度（2025年度）～令和11年度（2029年度）にそれぞれの事業を進行していき、社会情勢等に応じた事業内容の見直しなどを適宜行っていきます。

表 事業スケジュール

計画目標		事業スケジュール				
実施事業	取組み	R7	R8	R9	R10	R11
		目標 1：誰もが利用しやすい地域間幹線交通の確保・維持				
事業1 広域幹線交通の利用促進	取組み①			検討・実施		
	取組み②	企画検討			実施	
事業2 地域間幹線交通（路線バス）の確保・維持	取組み①			検討・実施		
目標 2：市民ニーズに対応した地域公共交通の効率化						
事業3 みなくるバスの維持・効率化	取組み①	調査	検討		実施	
	取組み②			検討・実施		
事業4 乗合タクシーの運行効率化・更なる利便性向上	取組み①	検討			実施	
	取組み②			実施		
目標 3：交通拠点の整備・機能強化						
事業5 交通拠点での乗り継ぎ強化	取組み①			協議・実施		
	取組み②			協議・実施		
	取組み③			協議・実施		
事業6 市民及び来訪者にとって分かりやすい情報発信	取組み①			協議・実施		
	取組み②			協議・実施		
目標 4：市民・事業者・行政との連携強化による持続可能な公共交通						
事業7 市内関係者と連携した公共交通の連携促進事業の展開	取組み①			協議・実施		
	取組み②			協議・実施		
	取組み③			協議・実施		
事業8 市民と連携した公共交通の利用促進事業の展開	取組み①		協議		実施	
	取組み②	協議			実施	

2 計画の推進体制

- 本計画の推進に当たっては、交通政策基本法の第6条（連携等による施策の推進）にのっとり、「水俣市」「交通事業者」「市民」が連携し、一体となって計画目標の達成に取り組む必要があります。また、計画で推進する多様なパートナーとの連携では、“市民”という形だけではなく「施設関係者」「民間企業」「他分野の関連部局」などのそれぞれの立場から連携協力を得て、持続可能な地域公共交通サービスの構築を目指します。

交通政策基本法 第6条 連携等による施策の推進

- 交通に関する施策の推進は、まちづくり、観光立国の実現その他の観点を踏まえ、当該施策相互間の連携及びこれと関連する施策との連携を図りながら、国、地方公共団体、運輸事業その他交通に関する事業を行う者、交通施設の管理を行う者、住民その他の関係者が連携し、及び協働しつつ、行われなければならない

表 関係する主体と役割（それぞれで考えていくべきこと）

類型	主体	役割
活動主体	水俣市	○公共交通の維持に向けた取組みの支援、市民のニーズ把握 ○一定範囲内での財政支援、利用促進に係る情報発信、利用啓発など
	交通事業者	○安全快適な運送サービスを提供することを前提として、利用者のニーズを踏まえた運送や情報案内を提供する ○関係者と協力し、サービス向上や運行改善、利用促進などを行う
	市民（居住者）	○利用者としてサービスを受け、積極的に生活での利用を考える ○自分たちにとって“使い勝手の良い”公共交通の形を考え、身近な公共交通の使い方や守り方を事業者・行政と考える（参画する）
連携主体	沿線市町	○“市民”以外での受益者となる地域関係者として、身近な公共交通の積極的な利用、施設運営等への活用方法を考える ○公共交通の関係者と協力し、施設・公共交通の相互連携による利用促進企画などに取り組む
	施設関係者	
	民間企業	
	来訪者	○観光等で本市に来訪（関係）した際の移動時に積極的な公共交通の利用を考える

3 事業推進の評価

- 事業進捗の評価は、水俣市地域公共交通協議会を中心として計画 PLAN・実施 DO・評価 CHECK・見直し ACTIONの実行サイクルに沿って計画5年目に全体評価を行います。
- 多様化する利用者ニーズに対応していくため、実施事業の個別評価を1年毎に行います。個別の評価結果については、水俣市地域公共交通協議会にて事業内容の修正やスケジュールの見直しを行い、計画目標年（2029年度）には計画達成状況の確認と更新を行います。



図 PDCAサイクルのイメージ

表 達成状況の評価

目標	数値指標	データ取得方法	現況値 (R6)	目標値 (R11)
誰もが利用しやすい地域間幹線交通の確保・維持	肥薩おれんじ鉄道の市内3駅の年間駅利用者数	鉄道事業者保有の3駅の利用者数データにより毎年計測	16.6万人/年	現状値以上
	路線バス（産交バス）の市内区間の年間乗降者数	バス事業者保有の乗降者数データより毎年計測	2万人/年	現状値以上
市民ニーズに対応した地域公共交通の効率化	みなくるバス年間利用者数	バス事業者保有の利用者数データより計画最終年度に評価	8.1万人/年	現状値以上
	みなくるバスの収支率	バス事業者保有の利用者数データより計画最終年度に評価	12%	現状値以上
	みなくるバス運賃無償化事業の継続	計画最終年度にみなくるバス運賃無償化事業が継続できているか確認	実施中	実施中
	乗合タクシーの利用低迷路線（便平均利用者数2.0人未満）の解消数	乗合タクシー運行実績より計画最終年度に評価	8路線	0路線
	乗合タクシー利用者1人あたりの財政負担額	乗合タクシー運行実績より計画最終年度に評価	3,262円/人	現状値以下
交通拠点の整備・機能強化	来訪者の公共交通の利用割合	新水俣駅・水俣駅でのアンケート調査より計測	13.3%	14.8%以上
市民・事業者・行政との連携強化による持続可能な公共交通	関係者等と連携した利用促進事業の取組み数	計画最終年度に関係者等と連携した利用促進事業の取組み数を確認	1件	5件以上
	公共交通利用のきっかけを促す啓発活動の実施回数	計画最終年度に公共交通利用のきっかけを促す啓発活動の実施回数を確認	0件	25件

〈計画期間全体の評価時期〉

- 計画期間全体の評価時期について示すとともに、補助制度と連動した年度単位のスケジュールを以下に整理します。

表 計画期間全体の評価時期（PDCAサイクルの実施）

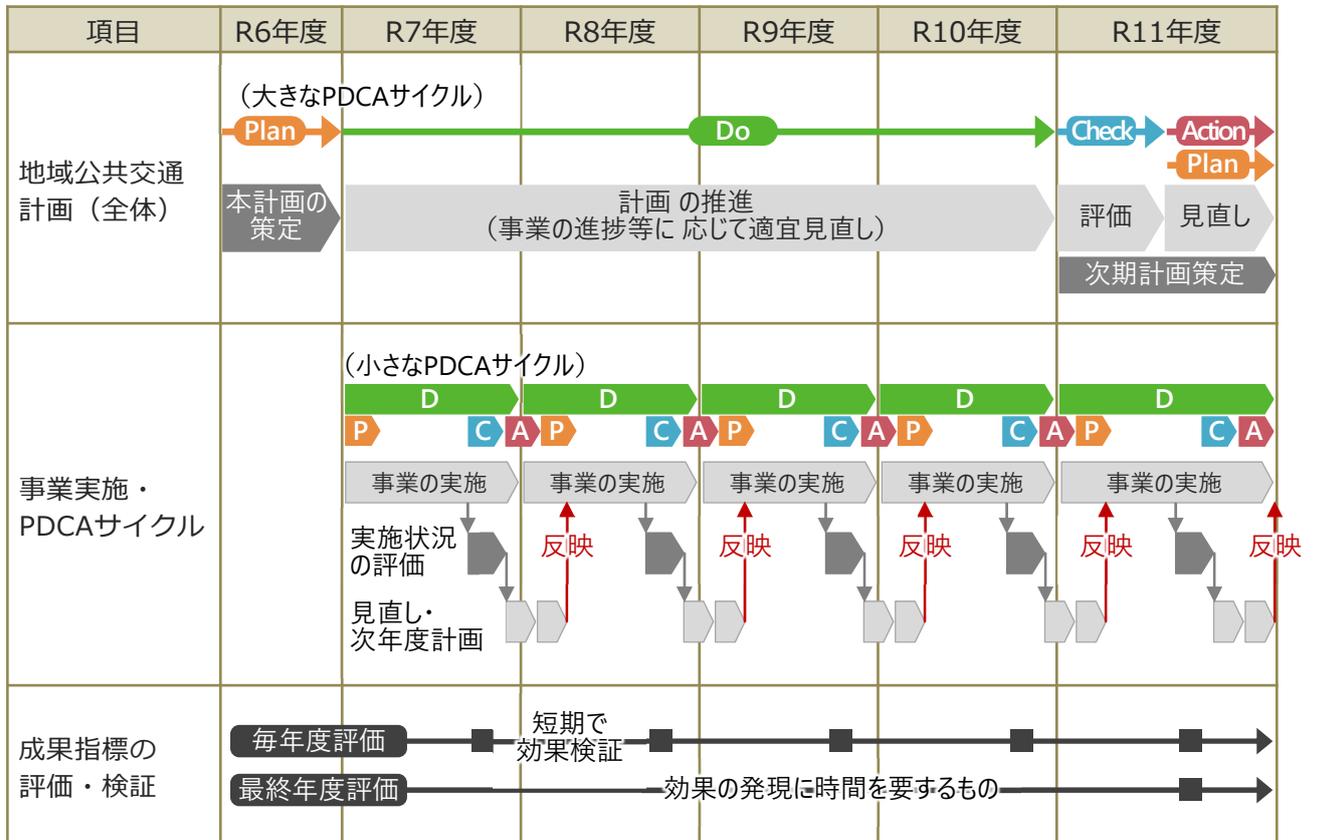
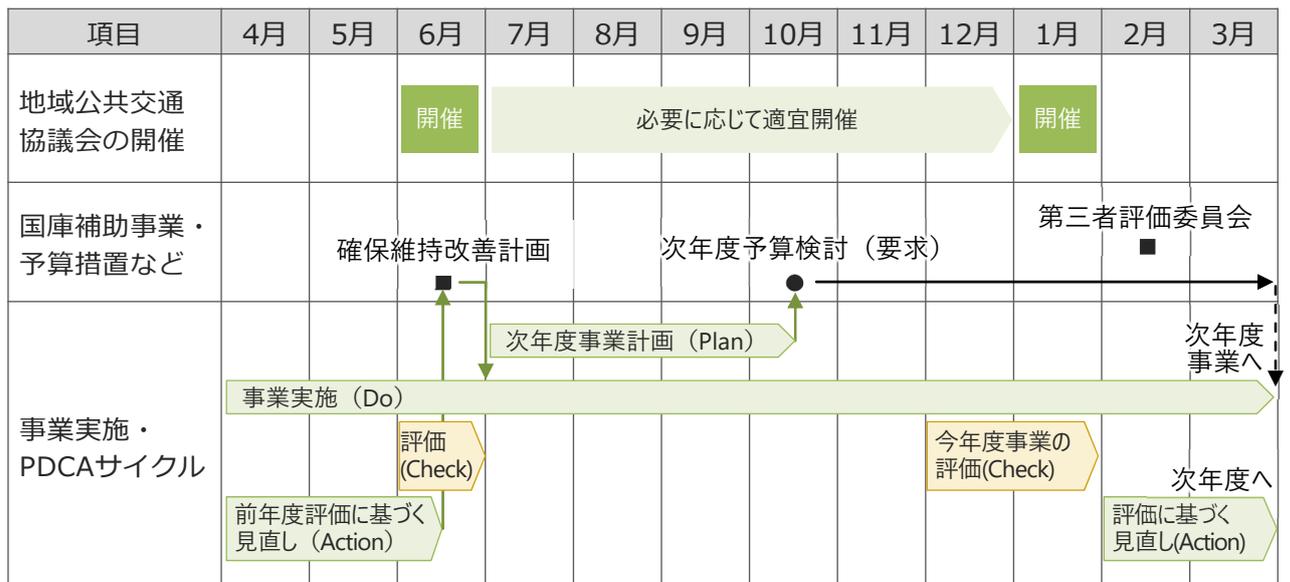


表 月単位のスケジュール（補助制度との連動化）



水俣市地域公共交通計画

発行 水俣市地域公共交通協議会（水俣市）
〒867-8555 熊本県水俣市陣内一丁目1番1号

発行年月 令和7年3月

電話 0966-61-1607

F A X 0966-63-5547

編集 水俣市 総務企画部 地域振興課

